

邑南町監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、令和2年3月24日付け
邑総第122号により、令和元年度定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の
通知等があったので、同法同条同項の規定により次のとおり公表します。

令和2年3月27日

邑南町監査委員 森 脇 義 博

邑南町監査委員 宮 田 博

監査結果に係る措置状況報告書

別添のとおり

監査結果に係る措置状況報告書
(令和2年3月)

邑南町監査委員

平成 28 年 6 月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

監査意見	措置状況
① 備品台帳の整備については、備品と消耗品のみならず、固定資産台帳整備の観点からも、工事費として一括発注された建築物と付属設備等との関係についても統一的な解釈が必要と考える。	【会計課】 ① 公会計による物品（備品）の考えと、邑南町役場備品取扱規程による物品（備品）の考えは異なるものと思います。ご指摘のとおり地方自治法第 239 条第 4 項に規程される物品（備品）については、備品取扱規程中の定義を改正し、1 品が長期間（2 年以上）継続して使用保存のできるもので、購入単価が 3 万円以上の物品について、台帳整備を必須とし、平成 31 年 4 月 1 日から施行しています。台帳整備の必要となる支出科目は、備品購入費から執行しています。 判断基準（1）

※注釈：地方自治法 199 条第 12 項では、「措置を講じたときは、その旨を通知する」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

【別紙 2】

平成 29 年 1 月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

監査意見	措置状況
⑦ 財政援助団体の事務局を、補助金を支出する部局が担当し、なおかつ担当者が同一である場合がある。事故の発生する原因となりやすいので見直しが必要と考える。 ⑩ 長年未収金として残っているものもあり、催促は電話、郵送だけでなく、債権者に接触する等して徴収が困難なものは積極的に整理を検討されたい。	【総務課】 ⑦ 小さな団体は実務上、改善は難しいと考えますし、開発公社など大きな団体は改善の方向を検討していますが、現状では少しずつ進んでいる状況にあります。 判断基準(2) 【総務課】 ⑩債権管理条例を制定し、債権を集中管理し担当課と連携し未収金処理を行っています。 判断基準(1)

※注釈：地方自治法 199 条第 12 項では、「措置を講じたときは、その旨を通知する」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

【別紙 3】

平成 3 0 年 1 月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

監査意見	措置状況
②平成 27 年度以前の未収金が 8 割以上を占め、長年未収金として残っているものが多い。電話・郵送だけではなく、債権者に接触するなどして一層の徴収に努められたい。諸事情で徴収が困難なものは積極的に整理を検討されたい。	【全体（総務課）】 ② 債権管理条例を制定し、債権を集中管理し担当課と連携し未収金処理を行っています。 判断基準(1)

※注釈：地方自治法 199 条第 12 項では、「措置を講じたときは、その旨を通知する」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

平成 3 1 年 1 月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

監査意見	措置状況
①契約事務においては、一般競争入札が原則となっているが、比較的安易に随意契約がなされている。また随契でも、特命随契以外はなるべく 2 社以上から見積書を徴しなければならないこととなっているが取られているケースが少ない。職員に対して「契約・入札実務研修」が行われていることを評価するが、正しい契約事務についてさらに徹底されたい。 ②未収金について平成 28 年度以前の未収金が約 8 割を占め、長年未収金として残っているものが多い。引き続き一層の徴収に努められたい。 なお、現在「債権管理条例」を策定中であるが、未収金の扱いについても検討を加え、諸事情で徴収が困難なものは積極的に整理を検討されたい。 ③使用料の収入事務において大きく遅れているものは見受けられなかったが、担当者の都合で、月ごとに処理すべきものを 2～3 か月後に処理した例が見られた。早期の収入に努められたい。	【管財課】 ① 随意契約はあくまで入札の特例であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 に則り適切に対応するよう全ての職員に対して「契約・入札実務研修」を通じて詳しく指導しているが、未だ全ての職員の受講ができていない。所管課において正しい事務を課員に指導するためにも、先ずは、管理職を中心に研修を行い、正しく適正な入札・契約事務が執行できる体制を目指します。 判断基準 (2) ② 本年 4 月 1 日より、「邑南町債権管理条例」が施行されました。管財課において情報を一元管理し、条例・規則・ガイドラインに沿って関係課で連携し調査や督促、債権回収業務をスタートさせました。また、定期的に債権管理業務を再点検するため作業部会を開催しています。 判断基準 (1)

※注釈：地方自治法 199 条第 12 項では、「措置を講じたときは、その旨を通知する」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

令和元年 6 月 定期監査報告での監査意見に対する措置状況

監査意見	措置状況
①書面による廃棄決定事項の不備等 町営バス 2 台について、老朽化で車検が通らないため廃棄されているが、廃棄することの決定が書面により行われていない。また、登録廃止に係る経費が 1 台は支払われ、他の 1 台は支払われていないが、業者によって扱いが異なることは好ましくない。 ②保有している備品の管理意識を徹底されたい。(全般) ③邑智郡総合事務組合負担金について 支払い時のチェックを担当課で十分行うこと。また、日頃から組合や各町の担当者間での意見交換、協議を十分に行い、共同処理のメリットが表れ、事業費全体の節減につながるよう一層の連携を強化されたい。	【地域みらい課】 ① 車検を実施する業者は事前に管財課で決定されており、車検時に廃棄手続きを行う場合は、事前に廃止に係る経費の見積もりを取り執行することとしています。 基本的には登録廃止に係る必要な経費は支払いますが、企業努力による経費削減を妨げるものではないので今回のようなケースはあり得ます。 判断基準(2) ② 台帳を整備し、使用中については保管場所の担当課で管理することを徹底します。廃止にあたっては処分の届を徹底します。 判断基準(1) ③ 邑智郡総合事務組合負担金の決定にあたっては、決定前に担当者会議による協議の場が設定されること、並びに町側窓口の明確化について検討します。 判断基準(2)

※注釈：地方自治法 199 条第 12 項では、「措置を講じたときは、その旨を通知する」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

【別紙 6】

平成 28 年 5 月 31 日付け 邑総第 43 号で、町長から請求のあった下記団体への財政援助等に係る事務の実行状況

i) 一般社団法人 おおなんケーブルテレビ

【総務課】

監査意見	措置状況
① 町有施設を活用した業務委託なので困難かもしれないが、法人の発展意欲を向上させる意味からも、番組制作費のような発注形態も検討すべきではないか。	① 今後の方針としては独立した法人としての運営形態に移行することを目標としていますが、引き続いて慎重に検討していきます。 判断基準(3)

ii) 一般財団法人 邑南町開発公社

【生涯学習課】

監査意見	措置状況
⑤ 施設運営のあり方について、入場料収入も含めた経営を考え、指定管理が適切かどうかも含めて、再検討が必要と思われる。 (瑞穂ハンザケ自然館の運営について)	⑤ 令和 2 年度より瑞穂ハンザケ自然館についての業務は直営に戻します。 判断基準(1)

iii) 一般社団法人 邑南町観光協会

【商工観光課】

監査意見	措置状況
⑨ 現在、法人の会計・経理を1人の法人職員で行っている。取扱金額も多額であり、事故防止の面からも牽制のできる体制となるよう、指導されたい。	⑨ 2人体制にするよう指導しました。 判断基準(2)

V) 全般について

【総務課】

監査意見	措置状況
② 発注の担当課と、法人を指導・監督する担当課が同一であることで、事務手続き等に馴合いや瑕疵が発生しやすいのではない か。担当課以外の関与も考えるべきと思われる。	② 法令を逸脱することなく遵守するために 指名審査会に対象の委託組織や内容、手 続等について意見を求め、チェック機能 を高めていくよう指導しています。 判断基準(2)

定期監査における「指摘事項」等に関する判断基準

※1 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 町に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関の意思決定がされていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行った事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は「指摘」とする場合がある。

※2 指示事項

指摘事項以外のもので、該当所属に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とする場合がある。

※3 意見

「地方自治法第199条第10項」の組織及び運営の合理化に資するための意見として扱う

「監査意見等に対する措置状況」に対する判断基準

- (1) 効果的な改善措置が講じられたことを評価し、一層の推進を期待
- (2) 改善措置に向けて具体的に着手されており、今後の状況を見守る
- (3) 改善措置がまだ不十分で引き続き改善を進められたい